

みんなで作る党債権者委員会 規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在地）

「みんなで作る党債権者委員会」（以下、「本委員会」という）は、本部を東京都に置き、会議の内容は所定の方法にて、各委員に周知される方法によって、インターネットを通じて配信・報告される。

第2条（目的）

本委員会は、みんなで作る党の破産管財業務が適法に遂行され、破産債権者全体の利益を適切に代表することを目的として、以下の活動をする。

- (1) 破産法 144 条 3 項に基づき、裁判所又は破産管財人に意見を述べること。
- (2) 破産法 145 条 2 項に基づき、債権者委員会として、破産財団に関する財産の管理及び処分に関する事項について、意見を述べること。
- (3) 破産法 145 条 1 項の通知、同法 146 条 1 項に基づく報告書の提出を受けること。
- (4) 破産法 147 条 1 項に基づき、破産債権者全体の利益のために必要があるときに、裁判所に対して、破産管財人に破産財団に属する財産の管理及び処分に関して必要な事項について、破産法 157 条 2 項の規定による報告をすることを命じるよう申出を行うこと。
- (5) 破産管財人の求めに応じて、各種必要な業務の支援・補助を行うこと。
- (6) その他、破産法上債権者委員会が認められる前項に付随する業務を行うこと。

第2章 委員会の構成員

第3条（委員の要件）

本委員会の委員は、令和6年（フ）第207号破産手続申立事件の破産者みんなで作る党に対して、破産債権届出をした破産債権者であることを要件とする。

第4条（委員会構成員の権利及び義務）

債権者委員会の構成員（破産債権者）は破産債権者総数の過半数の同意を得た上で選任された者であり、次の各号に掲げる権利を有する。

- 1 債権者委員会に対し、破産手続について意見を述べること。
- 2 債権者委員会において、必要な事項について議決権を有すること。
- 3 公開される債権者委員会の会議を閲覧し、参加し、意見を言うこと。
- 4 その他、債権者委員会の構成員として、必要な権利を有し義務を負うこと。

第3章 債権者委員会

第5条（債権者委員会）

1 債権者委員会は、破産法144条1項I号及び同法規則49条に従い、3人以上10人以内とし、下記債権者委員一覧記載の者を債権者委員とし、委員長を廣井雅樹、監事を村岡徹也、事務局を粟飯原美佳とする。

委員1 委員長 廣井雅樹（大阪府高槻市／貸金債権者）

委員2 監事 村岡徹也（東京都港区／売掛債権者）

委員3 事務局 粟飯原美佳（東京都港区／貸金債権者）

委員4 宮城壮一（千葉県四街道市／貸金債権・売掛債権者）

委員5 篠原和夫（埼玉県川越市／貸金債権者）

委員6 武元誠（東京都練馬区／貸金債権者）

委員7 三宅紀昭（神奈川県海老名市／貸金債権者）

委員8 中央社会保険労務士法人 古谷孝（東京都豊島区／売掛債権者）

委員9 ネット選挙(株)代表取締役松田亘（東京都練馬区／売掛債権者）

2 本委員会は、債権者委員・構成員間の連絡を密として、債権者委員会を任意の期日・場所において開催し、互いの意見を聴取し、全破産債権者と共助して本委員会の職務を遂行する。

第6条（債権者委員会）

債権者委員会は、委員長が招集通知を文書又はメールなど任意の方法によって各債権者委員に発し開催する。

第7条（委員会における決議）

- (1) 破産債権者の5人以上の賛同の下に、破産債権者は債権者委員会へ意見の具申と、当該意見について議決を図ることを求めることができる。
- (2) 本委員会の議決事項については、出席した債権者委員の過半数の賛成決議をもって可決する。ただし、破産債権者の3分の1の数及び破産債権者の3分の1の額を超える破産債権者からの反対の意見が出された場合には、当該決議は無効とする。

第8条（会計責任者）

会計責任者は、本委員会の財務及び会計を統括する。

第9条（債権者委員会の活動報酬）

- (1) 債権者委員会は、破産債権者からの寄附によってその活動資金を拠出する。

- (2) 破産法 144 条 4 項に基づき、債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があったと認められるときに、裁判所に対し、当該活動のために必要な費用を支出した相当額の費用償還をすることができる。

第 10 条（債権者委員の退任と解任）

- (1) 債権者委員は、いつでも自由に退任ができる。ただし、債権者委員会の委員が 3 人を下回る場合には、適宜債権者委員を債権者委員会の過半数の賛成決議によって補充する。
- (2) 債権者委員に破産債権者の全体の利益を適切に代表しないと認められる言動が認めるに足りる事実が確認されたときは、当該債権者委員は、債権者委員会の過半数の賛成決議によって解任される。
- (3) 前項の解任に関し、不服申立権は認めない。

第 11 条（債権者委員の選任・任期）

本委員会及び債権者委員の任期は、破産手続が終了するまでとし、破産手続が終了すると同時に解散される。

第 12 条（破産債権者の地位）

- (1) 破産債権者は、本規約第 1 条によって、債権者委員会の協議内容・議決内容について必要な情報を得ることができる。
- (2) 本委員会の設立に同意した破産債権者は、いつでも自由に債権者委員会に意見を述べるができるが、個別に債権者委員会の決議に参加する権利は有しない。

第 4 章 本規約の改正

- 1 本規約は、債権者委員長が事前に債権者全体の利益のために草案を準備し、破産債権者における過半数以上の賛成・同意を得られ、かつ、裁判所からの許可が得られたことを条件に、債権者委員長が改正を公に宣言することによって、改正される。
- 2 改正された規約は、債権者委員長が改正を宣言する日時をもって、施行される。

本規約は、令和 6 年 5 月 24 日制定され、同日債権者委員長が公に宣言したので、同日より施行する。